

## 豊中市工事等金入り設計書の情報提供に関する要綱

令和2年4月1日施行

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第22条第3項の規定に基づき、市が発注する公共工事、測量及び建設コンサルタント業務委託等（以下「工事等」という。）に係る金額の記載された設計書（以下「金入り設計書」という。）の情報提供に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (情報提供の対象)

第2条 情報提供の対象となる金入り設計書は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 情報提供を申し込む日の属する年度の前年度以前に完了した工事等であること。
- (2) 条例第7条各号に規定する不開示情報が含まれていないこと。

### (情報提供の申込み)

第3条 情報提供を申し込む者（以下「申込者」という。）は、豊中市電子申込システムを用いて、法務・コンプライアンス課に対し、金入り設計書情報提供申込書（様式第1号）及び担当課別申込書（様式第2号）を提出することにより情報提供の申込みを行わなければならない。

- 2 前項に規定する申込みを行う場合においては、申込者は、担当課別申込書（様式第2号）を申込みに係る工事等の発注課ごとに作成しなければならない。

### (情報提供までの日数)

第4条 金入り設計書の情報提供は、原則申込書を受け付けた日（閉庁時間帯の申込みにあつては、翌開庁日）から起算して15日以内に行うものとする。

### (情報提供の方法)

第5条 金入り設計書の情報提供は、電磁的記録又は紙の複製交付（以下「写しの交付」という。）により行うものとする。

- 2 写しの交付に当たっては、写しの交付に必要な費用を徴収した後に、法務・コンプライアンス課情報管理係での窓口交付又は郵送により行うものとする。

### (情報提供の費用負担)

第6条 申込者は、条例第22条第4項の規定により写しの作成及び送付に係る費用を負担しなければならない。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、金入り設計書の情報提供に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。